

---

■ 悪質な『押し買い』規制が始まりました（改正特定商取引法の施行）

---

訪問業者が「鑑定してあげる」などと言って、貴金属などを強引に安く買い取る悪質商法『押し買い』を規制する改正特定商取引法が、2月21日に施行されました。金の価格高騰を背景に、高齢者を中心に急増する被害を防ぐのがねらいです。

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m05>  
[http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130218legal\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130218legal_2.pdf)

【法改正のポイント】

- \* 売り主の依頼がない飛び込みの訪問勧誘（不招請勧誘）やしつこい勧誘などの禁止
- \* 8日間のクーリングオフ制度の適用
- \* クーリングオフ期間中は目的物の引渡しの拒絶が可能
- \* 訪問購入における契約書面交付の義務化
- \* 規制対象外の商品・・・大型家電、家具、自動車、本・CD・DVD等、有価証券

【個人でできる対策】

⇒ 相手を確認する！

不意に業者の訪問を受けた場合は、業者名・所在地・電話番号の確認、「許可証」の提示を求め、相手を確認すること。（古物営業法により都道府県公安委員会の許可を受けた古物商は「許可証」の携帯が義務づけられている）

⇒ 家に入れない、一人で対応しない！

強引な訪問買い取り業者は、一度家に入れると長時間居座り、言葉巧みに契約を結ぼうとするので安易に家に入らず、家族や近隣者に同席してもらうなど複数で対応すること。

⇒ きっぱり・はっきり断る！

買い取ってもらう意志がない場合は、毅然とした態度できっぱり・はっきり断ること。

---

■ 入札のたびに手数料がかかる『ペニーオークション』のトラブルに注意！

---

『ペニーオークション』では人気のゲーム機、デジタルカメラ、家電などが一般的な販売価格に比べて、はるかに安い価格で落札できるよううたい文句で出品されています。

『ペニーオークション』は、入札額が小刻みでリアルタイムに変動するため、短時間の入札に熱中する余り、手数料だけが積み重なります。落札できても、入札手数料と落札価格を合計すると、高額になることがあります。落札できなければ、積み上げた入札手数料は全て無駄になってしまいます。

しかも、落札価格をつり上げるための“サクラ”の存在が報じられたり、出品の実態が疑わしいケース、落札価格の操作が疑われるケースなどもあるようです。

オークションなので、確実に落札できるとは限りません。よく考えて利用しましょう。

---

#### ■ 消費生活相談員（非常勤嘱託）募集のお知らせ

大分県消費生活・男女共同参画プラザでは、消費生活相談員を募集しています。

[http://cms.ncsv.pref.oita.jp/uploaded/life/268679\\_302536\\_misc.pdf](http://cms.ncsv.pref.oita.jp/uploaded/life/268679_302536_misc.pdf)

#### ■ 消費生活安心ガイド（経済産業省に寄せられた相談の事例紹介）

<http://www.no-trouble.go.jp/#1300000>

#### ■ 情報セキュリティ安心相談窓口（独立行政法人 情報処理推進機構〔IPA〕）

<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

#### 【よくある相談と回答】

- ワンクリック請求： アダルトサイト等の登録/請求画面の表示が消えない。
- コンピュータウイルス： ウイルスに感染したというメッセージが表示される。
- 偽セキュリティソフト： 嘘の情報を表示して有料のソフトの購入をあおる。
- ファイル共有ソフト： ファイル共有ソフトを使っていて情報漏えいした。
- メール関係： 迷惑メール、ウイルスメール、標的型攻撃メールなど
- オンラインゲーム： オンラインゲームのアイテムが知らぬ間に無くなった。

#### ■ 中央省庁からの新着情報（国民生活センター）

各府省等ホームページの情報から、消費者の生活にかかわる最新情報をお知らせします。

[http://www.kokusen.go.jp/g\\_link/gyosei.html](http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html)

---

#### 【消費生活に関するご相談は・・・】

##### ☆市町村の消費生活相談窓口 ↓URL

\*2月1日に、竹田市消費生活センターが新たにスタートしました！

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

##### ◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・相談電話：097-534-0999

##### ◇消費生活特別相談

- ・受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、  
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

- ・申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp)（メルマガ専用アドレス）

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====